

国際会計基準審議会 御中

公益社団法人
日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

公開草案「持分法会計」について

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、国際会計基準審議会（以下、IASB）が2024年9月19日に公表した公開草案「持分法会計－IAS第28号（202X年改訂）」（以下、本公開草案）に関する意見書を提出する。

当協会は、アナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約29,500名の日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA*）を擁する。

企業会計研究会は、1977年3月に設立された当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、学識経験者を含む11名の委員で構成されている。

当協会では、企業会計研究会の委員及びCMAに対して本公開草案に関するアンケートを実施し、14名から回答を得た。そのアンケートの集計結果を基に、企業会計研究会の委員が議論して、当協会の意見書を作成した。本公開草案に関するアンケートの集計結果は、付録資料として添付した。

はじめに

IASBでは、本公開草案は持分法会計の根本的な見直しではなく、適用上の疑問点への回答に焦点を当てるとし、「持分法は一行連結なのか測定方法なのか」をプロジェクトの範囲から除外している。その前提に基づき、IASBは、現在の持分法会計のアプローチを本公開草案の提案の中で根本的に見直すべきではないと、我々は考える。

したがって、我々は、現状の根本的な見直しに当たると考えられる「質問4—関連会社との取引」の提案、それに関連した「質問7—開示要求」の提案の一部及び「質問9—経過措置」の提案の一部に強く反対する。

日本企業は、他の国・地域の企業と比較して関連会社が多く、それらの多くは経営上重要な位置を占めている。また、欧米の企業に比べ、日本企業は、関連会社を戦略的に活用することが多い。そのため、日本企業の財務業績を理解・分析するにあたり、持分法会計は非常に重要な意味を持っている。

また、中国事業、資源開発事業等では、進出する国・地域の規制に対応するため、企業は、やむを得ず、子会社ではなく関連会社で事業展開することが多い。このような各国・地域の規制に対応するための関連会社の利用は、日本企業に限らず、世界の多くの企業で行われている。

現在の持分法会計は、一行連結と測定基礎のハイブリッドである中で、一行連結を基礎としたアプローチであると、我々は理解している。支配は及んでいないが、重要な影響力が及んでいる状況を「支配が及んでいるケースに準じるもの」とみる考え方が、「一行連結」という見方を基礎づけている。少なくとも日本においては、こうした理解が広く受け入れられている。そして、上述の日本企業の関連会社の活用実態や各国・地域の規制に対応するための関連会社の利用状況を踏まえると、現在の持分法会計のアプローチは適度なバランスになっていると、我々は考える。

我々は、本公開草案に関するアンケートにおいて、「Q0：一行連結と測定基礎」を追加した。その結果は、現在の持分法会計のアプローチの維持を支持する回答者が半数を占めた。一方で、比例連結の導入を支持する回答者や根本的な検討が必要という回答者も3分の1以上を占めた。こうした比例連結の導入を含む持分法会計のアプローチに関する根本的な見直しの必要性については、「質問11—その他のコメント」で述べている。

以下、各質問に沿って我々の意見を述べる。なお、「質問6—個別財務諸表において持分法が適用されている子会社に対する投資」及び「質問8—要件を満たす子会社についての開示要求」については、財務諸表利用者にとっての重要性の観点から回答していない。また、本公開草案と同様に、簡便化のために共同支配企業を含むという意味で、以下について「関連会社」としている。

質問1—関連会社の原価の測定

〔案〕IAS第28号（202x年改訂）の付録A並びに第13項、第22項、第26項及び第29項

IAS第28号の第32項は、重要な影響力を獲得する投資者が、投資の原価と関連会社の識別可能な資産及び負債の正味の公正価値に対する投資者の持分との差額を、のれん（投資の帳簿価額に含める）又は割安購入益（純損益に認識する）のいずれかとして会計処理することを要求している。しかし、IAS第28号は、投資者が重要な影響力の獲得時に投資の原価をどのように測定するのかについての要求事項を含んでいない。例えば、

- (a) 関連会社に対して従来保有していた所有持分を公正価値で測定するかどうか
- (b) 条件付対価の認識及び測定を行うかどうか及び行う場合の方法

IASBは投資者が次のようにすることを提案している。

- (a) 関連会社の原価を、重要な影響力の獲得時に、移転した対価の公正価値（関連会社に対して従来保有していた所有持分の公正価値を含む）で測定する。
- (b) 条件付対価を移転した対価の一部として認識し、公正価値で測定する。その後は、
 - (i) 資本性金融商品に分類した条件付対価は再測定しない。
 - (ii) その他の条件付対価は各報告日に公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識する。

結論の根拠の BC17 項から BC18 項及び BC89 項から BC93 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

これらの提案に同意する。質問 1 に対応する我々のアンケートの Q1 では、「同意する」が 78.6%、「同意しない」が 0.0%、「どちらともいえない」が 21.4%であった。

(a)の提案については、IFRS 第 3 号「企業結合」の要求事項との整合性を図ることを念頭に、重要な影響力の獲得を支配の獲得と等質的な事象とみなしているものと考えられる。その考え方には一定の合理性があると考えられることから、同意する。

なお、従来保有していた所有持分を公正価値で測定した評価差額は、IFRS 第 9 号「金融商品」におけるその他の包括利益の選択肢（いわゆる OCI オプション）を採っていた場合には、リサイクリングされず資本のままであると理解している。

(b)の提案については、条件付対価が資本性金融商品以外の場合、公正価値の変動により、将来の支払うべき金額の変動が把握しやすくなることから、同意する。

なお、IAS 第 28 号では、関連会社の純資産の公正価値を下回る対価で持分を購入する場合、割安購入益を損益で認識することを要求しているが、その他の包括利益で認識すべきという意見があった。支配を獲得した場合は、支配プレミアムを反映した取得の対価であっても、子会社の純資産の公正価値を下回るため、割安購入益を損益に認識することに一定の合理性が認められる。一方で、重要な影響力を獲得しただけでは当該プレミアムが含まれておらず、むしろ今後のリストラクチャリング等が見込まれている場合が考えられるためである。

質問2—重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動

([案] IAS 第28号(202x年改訂)の第30項から第34項)

IAS 第28号は、重要な影響力を保持している間に次のことから生じる関連会社に対する所有持分の変動を投資者がどのように会計処理するのかに関する要求事項を含んでいない。

- (a) 関連会社に対する追加の所有持分の購入
- (b) 関連会社に対する所有持分の処分(部分的な処分)
- (c) 関連会社に対する投資者の所有持分のその他の変動

IASBは投資者が次のようにすることを提案している。

- (a) 関連会社に対する追加の所有持分の購入日に、
 - (i) その追加の所有持分を認識し、移転した対価の公正価値で測定する。
 - (ii) 関連会社の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する投資者の追加の持分を帳簿価額に含める。
 - (iii) (i)と(ii)の差額を投資の帳簿価額の一部として含まれるのれん又は純損益に含まれる割安購入益のいずれかとして会計処理する。
- (b) 所有持分の処分日に、
 - (i) 関連会社に対する投資のうち処分した部分(投資の帳簿価額に対する割合で測定)の認識の中止を行う。
 - (ii) 受取対価と処分した部分の金額との差額を純損益に利得又は損失として認識する。
- (c) 関連会社に対する所有持分のその他の変動について、
 - (i) 所有持分の増加を、追加の所有持分を購入したかのように認識する。(a)(i)における「移転した対価の公正価値」を「関連会社の資本性金融商品の償還から生じた関連会社の純資産の変動に対する投資者の持分」と読み替えなければならない。
 - (ii) 所有持分の減少を、所有持分を処分したかのように認識する。(b)(ii)における「受取対価」を「関連会社の資本性金融商品の発行から生じた関連会社の純資産の変動に対する投資者の持分」と読み替えなければならない。

結論の根拠の BC20 項から BC44 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

これらの提案に同意する。質問 2 に対応する我々のアンケートの Q2 では、全員が「同意する」と回答した。

(a)の提案については、質問 1 の提案のように、重要な影響力の獲得時に移転した対価を公正価値で評価することには一定の合理性がある。しかし、重要な影響力の獲得後における追加持分の取得時には、重要な影響力は継続しており、投資者と被投資会社の関係に変化はなく、従来保有していた持分に係る帳簿価額を公正価値で再測定する必要はない。再測定は、利用者に有用な情報を提供しない。

(b)の提案については、処分にあっても、重要な影響力の点で変化がなければ、帳簿価額と受取対価の差額を損益で処理すれば十分である。

(c)の提案については、重要な影響力の点で変化がなければ、投資者が対価の受払がなくとも、(a)の取得及び(b)の処分と同様に会計処理すれば十分である。

質問 3—損失に対する投資者の持分の認識

([案] IAS 第 28 号 (202x 年改訂) の第 49 項から第 52 項)

IAS 第 28 号の第 38 項は、損失に対する投資者の持分が関連会社に対する持分と等しいか又は超過する場合には、投資者がそれ以上の損失に対する持分を認識しないことを要求している。しかし、IAS 第 28 号は、関連会社に対する投資の帳簿価額をゼロまで減額した投資者が次のようにするかどうかに関する要求事項を含んでいない。

(a) 追加の所有持分の購入時に、認識していない損失を追加の所有持分の原価から差し引くことによって「キャッチアップ」修正として認識する。

(b) 関連会社の包括利益の各構成要素に対する持分を区分して認識する。

IASB は投資者が次のようにすることを提案している。

(a) 追加の所有持分の購入時に、認識していなかった関連会社の損失に対する持分を、その追加の所有持分の帳簿価額を減額することによって認識することはしない。

(b) 関連会社の純損益に対する持分と関連会社のその他の包括利益に対する持分を区分して認識して表示する。

結論の根拠の BC47 項から BC62 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

これらの提案に基本的に同意するが、改善提案がある。質問 3 に対応する我々のアンケートの Q3 では、「同意する」が 64.3%、「同意しない」が 14.3%、「どちらともいえない」が 21.4%であった。

(a)の提案については、質問 2 の提案と整合的であるので、基本的に同意する。質問 2 の提案では、投資者は追加持分を認識する際に、その追加の所有持分を移転した対価の公正価値で測定する。追加の所有持分の購入時に、認識していない損失を追加の所有持分の原価から差し引くことによって「キャッチアップ」修正として認識することは、質問 2 の提案と整合しない。

ただし、例えば、関連会社が債務超過又はそれに近い状態にあり、投資者が大株主としての責任の下でその関連会社を救済するために追加出資する場合がある。このような場合では、追加の所有持分（移転した対価の公正価値）と関連会社の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する投資者の追加の持分との差額であるのれんの回収可能性は乏しい。これは、「キャッチアップ」修正として認識せず、直後の減損処理によっても達成できるが、そのような場合には、追加出資の経済実態をより忠実に表現する「キャッチアップ」修正になるという留意事項を加えるべきと考える。また、投資者の株主に対する説明責任の観点から、価格の妥当性、関連会社の再建見通し等を開示要求とすべきである。

(b)の提案についても、基本的に同意する。

ただし、その他の包括利益に含まれる各種項目は、とりわけリサイクリングの対象となるかどうかという点で不均質であり、表示の問題ではなく、本来、会計処理の問題として、会計基準横断的に検討すべきである。

質問 4—関連会社との取引

(〔案〕 IAS 第 28 号 (202x 年改訂) の第 53 項)

IAS 第 28 号の第 28 項は、投資者が自らと関連会社との間の取引から生じた利得及び損失を関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ認識することを要求してい

る。この要求は、「ダウンストリーム」取引（投資者から関連会社への資産の売却又は抛出など）と「アップストリーム」取引（関連会社から投資者への資産の売却など）の両方に適用される。

投資者が関連会社との取引で子会社に対する支配を喪失する場合、利得又は損失の一部のみを認識するという IAS 第 28 号の要求は、子会社に対する支配の喪失に係る利得又は損失の全額を認識するという IFRS 第 10 号の要求と不整合である。

IASB は、投資者が関連会社とのすべての「アップストリーム」及び「ダウンストリーム」の取引（子会社に対する支配の喪失を伴う取引を含む）から生じた利得及び損失の全額を認識するよう要求することを提案している。

結論の根拠の BC63 項から BC84 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

この提案に強く反対する。質問 4 に対応する我々のアンケートの Q4 では、全員が「同意しない」と回答した。

この提案に強く反対する理由は、次のとおりである。

- 「はじめに」で述べたとおり、「持分法会計は、一行連結と測定基礎のハイブリッドであるという中で、一行連結を基礎としている」という現状を、本公開草案の提案の中で根本的に見直すべきではない。しかし、この提案は、持分法が一行連結を基礎とする考え方から大きく乖離する結果となるため、根本的な見直しに当たると考えられる。
- 子会社持分の売却に係る利得及び損失についての IFRS 第 10 号と IAS 第 28 号の不整合は、商品等を対象とした一般的なアップストリーム・ダウンストリームと性質が異なる。ローカルな問題を解決するための処方箋を、無関係の問題にまで拡大する必然性は乏しい。不整合を解消すべきであれば、むしろ IFRS 第 10 号において、子会社に対する支配の喪失が関連会社との取引による場合、利得及び損失の全額を認識すべきではなく、関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ認識すべきである。
- この提案により、作成者にとってはコスト削減になることが見込まれる（もともと、基準改訂に伴う会計システム変更のコストは、一過性とはいえ、必ず発生する）。他方、利用者にとっては、関連会社との取引による未実現の利得又は損失の消去が必要

な場合、本公開草案で提案されている開示情報に基づき自ら調整することになるため、コスト増加になることが見込まれる。加えて、アップストリーム取引から生じた利得又は損失は開示されないため、調整の幅が狭くなり、便益は低下する。関連会社であれば、作成への協力要請も可能なはずで、作成者のコストを理由とすべきではない。そもそも、会計基準の根本的な考え方を、作成者のコストと利用者の便益で判断すべきではなく、この提案は、会計基準の品質を著しく損ない、情報の有用性を低下させるものである。

- この提案により、共同支配企業はもとより、関連会社に含み益のある資産を売却する等、損益操作に悪用される懸念がある。利益に関する指標によって経営者報酬を決定する企業では、たとえ十分な開示がなされたとしても、経営者による損益操作を助長しかねない。
- 本公開草案 BC72 項から BC74 項に「利用者の情報ニーズ」が示されている。このうち BC72 項(a)では利用者が個別に関連会社を評価することが紹介されているが、多くの利用者は、個別に評価することなく財務諸表の数値をそのまま使うので、そのような利用者の判断を誤らせる可能性がある。

質問5—減損の兆候（公正価値の下落）

（[案] IAS 第 28 号（202x 年改訂）の第 57 項）

IAS第28号の第41A項から第41C項は、関連会社に対する純投資が減損していることを示すさまざまな事象を記述している。IAS第28号の第41C項は、資本性金融商品に対する投資の公正価値が取得原価を下回る著しいか又は長期にわたる下落は減損の客観的な証拠であると述べている。適用上の疑問点の1つは、投資者が投資の公正価値の下落を評価すべきなのは、当該公正価値を報告日現在の関連会社に対する純投資の帳簿価額との比較によってなのか、当該投資の当初認識時の原価との比較によってなのかを質問していた。

IASBは次のことを提案している。

- (a) IAS第28号の第41C項における投資の「取得原価を下回る（中略）下落」を「帳簿価額を下回る（中略）下落」に置き換える。
- (b) 公正価値の「著しいか又は長期にわたる」下落を削除する。
- (c) IAS第28号に、投資の公正価値に関する情報は、関連会社に対する追加持分を購入するために支払った価格若しくは持分の一部を売却するために受け取った価格から、又は当該投資の市場相場価格から、観察される場合がある旨を説明する要求事項を追加する。

IASBは、減損に関するIAS第28号の要求事項を再構成して適用しやすくすること、及び文言をIAS第36号「資産の減損」に合わせることも提案している。

結論の根拠のBC94項からBC106項は、これらの提案についてのIASBの論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

これらの提案に同意する。質問 5 に対応する我々のアンケートの Q5 では、「同意する」が 71.4%、「同意しない」が 21.4%、「どちらともいえない」が 7.1%であった。

特に、(b)の提案に同意する。

公正価値の「著しいか又は長期にわたる」下落を削除することで、減損損失を認識しない減損テストの頻度が増加し、投資者にとってコスト増加になることが見込まれる。また、情報の入手が子会社ほど十分でなく、精度の高い公正価値評価が難しい場合でも、決算の都度公正価値の確認を求めることは、過度に保守的な実務対応を促し、経営者の判断をかえってミスリードする懸念があるという意見もあった。

しかし、公正価値が帳簿価額を下回らない場合には、そもそも減損テストは不要であり、減損テストの頻度は増加しない。他方、公正価値が帳簿価額近辺又は下回っている場合は、関連会社への投資が資本コストに見合っていない可能性がある。もっとも、情報の非対称性等から、関連会社への投資の評価が、市場の評価に比べて高い場合には、減損テストによって回収可能価額が上回っており減損しないことになるが、減損の兆候の有無で議論するよりも、比較的高い頻度で減損テストを要求することは、投資者に関連会社への投資をより prudent に管理することを促し、投資者の株主の利益にも合致するため、投資者のコスト増加は正当化されると考える。

あいまいな「長期にわたる」という記載があることで、減損を遅らせるだけでなく、投資者が関連会社の公正価値を定期的に測定することを忌避する可能性があるため、(b)の提案に同意する。

質問7—開示要求

(IFRS第12号の第20項(c)、第21項(d)から第21項(e)及び第23A項から第23B項並びにIAS第27号の第17A項)

IASBは本公開草案においてIFRS第12号の修正を提案している。持分法を用いて会計処理される投資について、IASBは投資者又は共同支配投資者が次のことを開示するよう要求することを提案している。

- (a) 所有持分のその他の変動から生じた利得又は損失
- (b) 関連会社又は共同支配企業との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失
- (c) 条件付対価契約に関する情報
- (d) 投資の期首と期末の帳簿価額の調整表

IASBはIAS第27号の修正も提案している。親会社が個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に持分法を用いている場合に、親会社が子会社との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失を開示することを要求するものである。

結論の根拠のBC137項からBC171項は、これらの提案についてのIASBの論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

これらの提案のうち、(b)の提案に反対するが、(a)(c)(d)の提案に同意する。質問7に対応する我々のアンケートのQ6では、「同意する」が7.7%、「同意しない」が23.1%、「どちらともいえない」が69.2%であった。多くの回答者は、(b)の提案に反対した。

(b)の提案は、セットで考えるべき質問4の提案に強く反対しているため、反対する。仮に、我々の主張に反して質問4の提案が最終化された場合でも、(b)の提案に反対する。この場合は、「アップストリーム」取引から生じた利得又は損失も開示要求とすべきである。そうでなければ、利用者が自ら未実現損益の調整をする場合において、調整の幅が狭くなる。

他方、多くの回答者は、(d)の提案である調整表の開示の必要性を主張しており、この提案に強く同意する。調整表が開示されることで、現状、分析に手間がかかっている持分法投資に係るキャッシュの回収状況が把握できる。

質問9—経過措置

([案] IAS 第 28 号 (202x 年改訂) の C3 項から C10 項)

IASBは、企業に次のことを要求することを提案している。

- (a) 関連会社又は共同支配企業とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識するという要求を遡及適用する。
- (b) 条件付対価に関する要求事項を、条件付対価の認識及び測定を移行日（一般的には適用開始日の直前事業年度の期首）現在の公正価値で行い、それによって関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額を修正することによって、適用する。
- (c) 他のすべての要求事項を移行日から将来に向かって適用する。

IASBは、表示する追加の過去期間の修正再表示の免除も提案している。

結論の根拠のBC178項からBC216項は、これらの提案についてのIASBの論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

これらの提案のうち、(a)の提案に反対するが、(b)(c)の提案に同意する。質問9に対応する我々のアンケートのQ7では、「同意する」が53.8%、「同意しない」が30.8%、「どちらともいえない」が15.4%であった。

(a)の提案は、セットで考えるべき質問4の提案に強く反対しているため、反対する。

(b)(c)の提案に、特に反対する理由はない。

質問10—提案の予想される影響

結論の根拠のBC217項からBC229項は、提案の導入による予想される影響についてのIASBの分析を説明している。この分析に同意するか。反対の場合、分析のどの側面に反対であるのか、また、その理由は何か。

この分析には、同意できるものと同意できないものが混在している。質問10に対応する我々のアンケートのQ8では、「同意する」が25.0%、「同意しない」が41.7%、「どちらともいえない」が33.3%であった。

我々は、「質問4—関連会社との取引」の提案、それに関連した「質問7—開示要求」の提案の一部及び「質問9—経過措置」の提案の一部に反対している。IASBの分析には、我々

が質問4で述べた、未実現損益の調整に係る利用者のコスト増加、情報の有用性の低下、損益操作の懸念といったことが盛り込まれていないので、同意できない。他方、同意している提案の分析には同意できる。

本来、提案の予想される影響に関する質問は、各提案に関する質問に入れ込むべきと考える。

質問11—その他のコメント

本公開草案の付録D又は本公開草案に付属する設例を含む本公開草案のその他の提案について何かコメントがあるか。

[案] IAS第28号(202x年改訂)において示している、IASBのIAS第28号の要求事項の並べ替えの方法について何かコメント又は提案はあるか。

持分法会計については、実務慣行として定着しているものの、簡便的な会計処理であり、一行連結か測定基礎かといった本質的な問題を有する会計処理である。しかし、「はじめに」で述べたように、この論点は、当該プロジェクトの範囲から除外されているため、現在の持分法会計のアプローチを本公開草案の提案の中で根本的に見直すべきではないと考えている。

ただし、業績に対する影響が大きい場合には、持分法投資による利得又は損失が営業利益から外れ、企業グループの実態を反映できていないと難しい、IASBがかつて廃止した比例連結の方が実態を忠実に表現できるという意見もある。比例連結であれば、実質支配力基準の下、非支配株主持分が大きい場合に、営業利益が非支配株主に帰属する分も含むため過大に表示されているという懸念も払拭される。

他方、一般投資に区分して会計処理する方が、実態を忠実に表現できる場合もあるという意見もある。

投資先企業が親会社を中核とする企業グループに含まれていないにもかかわらず、当該企業に対する投資勘定について持分額に基づいて測定することに合理性を見出せるのはどのようなケースなのかについて本質的な議論を行い、コンセンサスを図ることが必要だと考える。

我々は、今後、IASBが持分法会計について、比例連結の再導入等の根本的な見直しを含む本質的な議論を行うことを期待している。

以上

付録資料：本公開草案に関するアンケートの集計結果

当協会では、企業会計研究会の委員及びCMAに対し本公開草案に関するアンケートを実施し、14名から回答を得た。

本公開草案の質問に対応するQ1～Q8の前に、Q0を追加した。

Q0：一行連結と測定基礎¹

本公開草案では、持分法会計の根本的な見直しではなく、実務上の課題に対応するものとして「持分法は一行連結なのか測定基礎なのか」は、プロジェクトの範囲から除外されている。

仮に、「持分法は一行連結なのか測定基礎なのか」がプロジェクトの範囲に含まれているとすれば、あなたは次のどの考えに最も近いのか。

(a) 持分法会計は、現状と同じように、一行連結と測定基礎のハイブリッドである中で、一行連結を基礎としたものであるべきである。	7人	50.0%
(b) 持分法会計は、一行連結の要素をより強くし、例えば、比例連結の導入も検討すべきである。	2人	14.3%
(c) 持分法会計は、測定基礎の要素をより強くし、例えば、IFRS第9号「金融商品」に基づく公正価値で測定する範囲を拡大すべきである。	0人	0.0%
(d) (a)(b)(c)のいずれともいえない。	5人	35.7%
合 計	14人	100.0%

(*) (d)の回答者のうち、根本的な検討を求める回答者は3人(21.4%)であり、(b)の回答者と合わせると5人(35.7%)であった。

Q1：関連会社の原価の測定 …質問1

(a) 同意する。	11人	78.6%
(b) 同意しない。	0人	0.0%
(c) どちらともいえない。	3人	21.4%
合 計	14人	100.0%

¹ Q0に回答するにあたり、回答者には企業会計基準委員会(ASBJ)が2021年9月3日に公表した「ASBJショート・ペーパー・シリーズ第3号『持分法会計についての視点』」を参照することを推奨した。

Q2：重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動 …質問2

(a) 同意する。	14人	100.0%
(b) 同意しない。	0人	0.0%
(c) どちらともいえない。	0人	0.0%
合 計	14人	100.0%

Q3：損失に対する投資者の持分の認識 …質問3

(a) 同意する。	9人	64.3%
(b) 同意しない。	2人	14.3%
(c) どちらともいえない。	3人	21.4%
合 計	14人	100.0%

Q4：関連会社との取引 …質問4

(a) 同意する。	0人	0.0%
(b) 同意しない。	14人	100.0%
(c) どちらともいえない。	0人	0.0%
合 計	14人	100.0%

Q5：減損の兆候（公正価値の下落） …質問5

(a) 同意する。	10人	71.4%
(b) 同意しない。	3人	21.4%
(c) どちらともいえない。	1人	7.1%
合 計	14人	100.0%

Q6：開示要求 …質問7

(a) 同意する。	1人	7.7%
(b) 同意しない。	3人	23.1%
(c) どちらともいえない。	9人	69.2%
合 計	13人	100.0%

Q7：経過措置 …質問9

(a) 同意する。	7人	53.8%
(b) 同意しない。	4人	30.8%
(c) どちらともいえない。	2人	15.4%
合 計	13人	100.0%

Q8：提案の予想される影響 …質問10

(a) 同意する。	3人	25.0%
(b) 同意しない。	5人	41.7%
(c) どちらともいえない。	4人	33.3%
合 計	12人	100.0%

以上